

あなたも 寄居生活学の達人に!

「寄居生活学の達人」は、現在71人の方々に登録していただいています。この制度は、町民の皆さんが持っている「知識」「技術」「特技」、さらには、貴重な生活体験や地域文化などを寄居生活学として若い世代に伝えるとともに、社会生活の中で町民相互に教え合い、学び合う生涯学習の町をめざすものです。町では、現在「寄居生活学の達人」へ登録していただく方を募集しています。

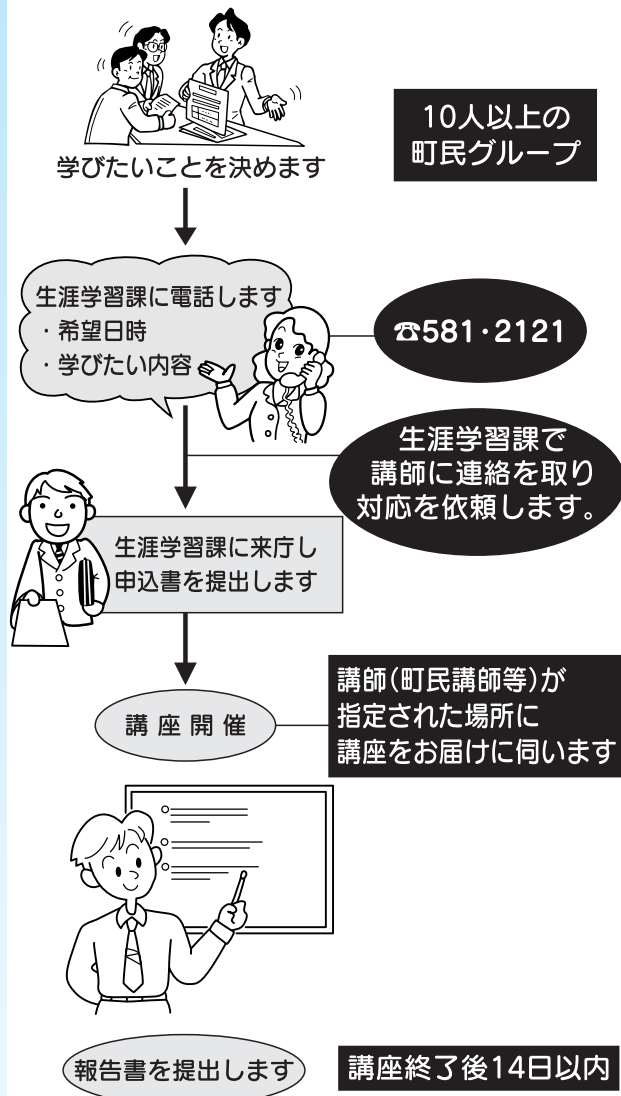
自薦・他薦を問いません。多くの皆さんからの応募・推薦をお待ちしています。 ※例えば、郷土に関わるもの（郷土史・民話・伝統芸能・その他）、体験に関わるもの（生活・職業・スポーツ・戦争・少年時代・その他）、見聞に関わるもの（外国の人情・風土・風俗等、国内、その他）、人生観に関わるもの（生き方・信念・その他）、社会奉仕に関わるもの・家庭教育に関わるもの・伝承遊びに関するもの、特技など。

寄居生活学の達人を講師として 講座を開催してみませんか!

町民の皆さんのご要望があれば、寄居生活学の達人がボランティア講師として活動します。講師料は無料で教育委員会生涯学習課が窓口となり、

講師の方を派遣します。PTA、隣組、気の合う仲間同士の集まり、または学校現場で、ちょっとした気になること、関心のあること、チャレンジしてみたいと思うことなどありましたら、生涯学習課へお問い合わせください。学習内容によっては、材料等の実費が必要なものの、講師登録が無く対応できないものもあります。

まちづくり出前講座 (町民講師) の流れ



問い合わせ/生涯学習課(☎581・2121)へ。

実施します! 胃がん・大腸がん検診



町では、「胃がん・大腸がん検診」を実施します。がんの早期発見のため、また自分の健康管理のためぜひお受けください。なお、大腸がん検診は事前の申し込みが必要となります。大腸がん検診申込受付日時・会場をご確認のうえ、お越しください。また、胃がん検診は事前の

申し込みは必要ありませんが、次の注意事項をよく読み、直接会場にお越しください。胃がん検診を受ける方：前日の夜9時以降は飲んだり、食べたりせずに会場にお越しください。ガムを噛んだり喫煙をしないでください。胃液が出てバリウムが薄まり、正確な診断ができなくなる

大腸がん検診を受ける方：胃がん検診会場で、大腸がん容器的回収をします。採便

月日(曜日)	受付時間	会場
5月 8日(火)	午前9時30分 ～10時30分	総合体育館・アタゴ記念館
5月 9日(水)		男衾コミュニティセンター
5月10日(木)		保健福祉総合センター
5月11日(金)		用土コミュニティセンター
5月14日(月)		勤労福祉センター(よりい会館)

※上記の日程で申し込みをされた方には、採便容器を配布します。採便容器の回収は、胃がん検診会場 downstairs とおり行います。受付時間内に最寄りの会場へお持ちください。

対象・料金/20歳以上の町民の方・無料
その他/指定された受付日に来られない方は、5月23日(水)までに、保健福祉総合センター窓口へ直接お申し込みください。セット健診を受診された方は、申し込みできません。

月日(曜日)	受付時間	会場
5月23日(水)	午前8時～9時30分	用土コミュニティセンター
5月24日(木)	30分	カタクリ体育センター
5月25日(金)	※午前8時30分～9時30分	男衾コミュニティセンター
5月29日(火)	午前8時～9時30分	総合体育館・アタゴ記念館
5月30日(水)		総合体育館・アタゴ記念館
5月31日(木)		保健福祉総合センター

※男衾コミュニティセンターでは、レントゲンバスの駐車場が小学校正門付近になることから、登校児童の安全を確保するために、レントゲン撮影を8時30分から開始しますので、ご了承ください。そのほかの会場は、受付開始後、速やかに撮影を始めます。

対象・料金/20歳以上の町民の方・無料

- 次に該当する方は 検診を受けられません
- セット健診を受診された方、6月にメヂカルセンターで受診予定の方
 - 過去にバリウムを飲む胃の検診を受け、アレルギー症状のあった方
 - 妊娠中、あるいは妊娠の可能性のある方
 - 朝食をとってしまつた方
 - 勤務先で検診を受けている方

- 次のような方はあらかじめ主治医にご相談を!
- 消化器疾患がある方
 - おなかや胸の手術を受けたことがある方、現在も治療中の方
 - 毎朝、葉を飲んでる方
 - 自覚症状、アレルギーなどのある方
 - 便秘のひどい方
 - 水や食べ物でよくむせる方

年金あれこれ

ご利用ください! 国民年金保険料が後払いできる 学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。しかし経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いできる「学生納付特例」の制度があります。免除期間は、平成19年4月から平成20年3月または20歳到達時から平成20年3月です。

対象になる学生 大学(大学院)、短大、高等学校

校、専修学校および各種学校(注1)等に在学する20歳以上の学生(注2)が対象です。ただし本人の所得が18万円を超える場合は、この特例の対象とされません(学生に扶養親族がいる場合、限度額は引き上げられます)。

(注1)各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限は1年以上である課程)となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学(日本分校)の学生の方も含まれます。(注2)夜間・定時制課程の方も含まれます。

申請時のポイント 申請は年度ごとに必要です。申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに町民課で申請してください。申請が認められた場合、保険料を社会人になつてから追納する(保険料を後から納める)ことができます。学生証または在学証明書(コピー可)、年金手帳(初めて国民年金に加入する方で、加入の届出と一緒に申請する時は不要)、認印(本人が署名する場合は不要) 申請が認められたかどうか(審査結果)は、社会保険事務

所から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、ご了承ください。

この特例の対象となつた期間については、年金額に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残ったり、死亡した場合、本人や遺族に障

害年金または遺族年金が支給されます。 学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば追納することができます。追納する保険料の額は、2年を経過すると経過した年数に応じて保険料に計算金がつきますのでご注意ください。なお、平成19年4月から、国民年金保険料額は月額14,100円になります。

問い合わせ/熊谷社会保険事務所(☎522・5211)または町民課(☎581・2121)へ。

問い合わせ/健康福祉課(保健福祉総合センター) 内☎581・8500へ。